

2024 年度ベビーシッター割引券発行事業実施要項

帝京大学では、仕事と子育ての両立を支援するため教職員が在宅保育にベビーシッターを利用する際の料金を一部助成する公益社団法人全国保育サービス協会ベビーシッター派遣事業制度を利用して、「ベビーシッター割引券発行事業」を実施します。

I. ベビーシッター割引券の発行

【利用対象者】

本学に在職する子育て中の教職員（非常勤含む）で、日本私立学校振興・共済事業団加入者

※配偶者が就労している場合のほか、配偶者の病気入院等により在宅保育サービスを利用しなければ就労することが困難な状況にある場合利用可。ただし、本制度の対象となるのは本学での勤務時間帯における利用に限られる。（勤務時間外の場合は、時間外勤務命令簿等で確認を行う。）

※「職場への復帰」のためにベビーシッターを利用する場合も利用できます。（年間利用枚数 4 枚まで）詳しくは、女性医師・研究者支援センターまでお問い合わせください。

【対象児童】 ※多胎児用ベビーシッター割引券については、以下II. 多胎児用割引券の発行をご覧ください。

対象年齢

・0 歳～小学校 3 年生の乳幼児・児童

・その他健全育成上の世話を必要とする小学校 6 年生までの児童

※身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けている場合等詳しくは、以下【参考 URL】「ベビーシッター派遣事業実施要綱」第 5 事業の実施方法 (4) 割引券対象サービス (P.2) をご覧ください。

【補助の対象となるサービス】

・就労のための家庭内における保育や世話（家庭以外は利用不可）

・ベビーシッターによる家庭と保育等施設との送迎

※上記補助対象となるサービスは、以下の要件を満たす必要があります。

（要件）・ベビーシッターによる送迎は、家庭内における保育・世話に必要な場合に限られる。（家庭と保育所等との送迎のみの場合には適用されない。）

・同一家庭以外の複数の乳幼児を同時に送迎するものでないこと。

・ベビーシッターが所属する割引券取扱事業者が運営する保育施設の送迎ではないこと。

・ベビールーム、集団保育、イベント保育、院内保育、ベビーシッター宅での保育など、教職員（利用者）の家庭以外の場所での保育および家事の代行サービスではないこと。

【割引券の使用条件】

配偶者が就労している場合のほか、配偶者の病気入院等によりサービスを使わなければ就労（職場への復帰を含む。）が困難な状況にあること

※以下、【参考 URL】「ベビーシッター派遣事業実施要綱」第 5 事業の実施方法 (6) 割引券の使用条件 (P.5) をご覧ください。

【割引額・発行枚数】

◆1 日（回）対象児童 1 人につき 2 枚まで発行、1 枚あたりの割引上限金額は 2,200 円

（ただし、利用料金が 1 日（回）につき 2,200 円以上のサービスが対象）

※対象のお子様 が 2 人以上いる場合は、最大お子様の人数×2 枚まで利用することができます。

ただし、使用枚数×2,200 円が利用料金を超えない範囲（利用料金が上限となります）。例えば、お子様がお 2 人でも利用料金が 3,000 円の場合は 1 枚のみ使用可となります。

◆割引券の発行は、対象児童数にかかわらず、1 家庭につき 1 カ月 24 枚まで、1 年間 150 枚まで

※利用料金とは、純然たるサービス提供対価であり、会費、交通費、キャンセル料、保険料等の料金は含まれません。

上限枚数に達しない場合でも、予算状況により年度途中で交付を終了することがあります。また、協会での発券数が上限に達した場合も、自動的に交付打ち切りとなります。予めご了承ください。

【割引券の有効期限】

当該年度限り ※学内の決裁状況等により4月分遡及券の発行ができない可能性があります。

【割引券の申込・使用方法】

①割引券等取扱事業者（全国保育サービス協会のベビーシッター割引券を取り扱う業者として認定した者）との利用契約・利用申込

公益社団法人全国保育サービス協会ベビーシッター派遣事業について割引券取扱契約を締結している事業者と事前に利用契約・利用申込をしてください。

※認定事業者以外の利用については、補助の対象となりませんのでご注意ください。

②割引券の申込 ※多胎児用割引券を申込される場合は、「ベビーシッター割引券申込書（多胎児用）」（様式B）をご使用ください。

●当該年度初めて申込をする場合（割引券は年度ごとに管理を行うので、毎年度申込み）

「ベビーシッター割引券申込書」（様式AまたはB）と必要書類一式を揃えて、利用予定日の**2週間前**までに帝京大学女性医師・研究者支援センター（以下、「センター」と略す）へ提出してください。

【提出書類】

1) ベビーシッター割引券申込書（様式AまたはB）※1カ月毎にご提出ください

2) 割引券等取扱事業者と締結した請負契約書（写）※1

※1 契約書には、以下のことが明記されているかご確認ください。

- ・割引券等取扱事業者の住所・名称・代表者氏名
- ・教職員または配偶者の住所・氏名
- ・サービス内容・料金体系
- ・事故の場合の割引券等取扱事業者の免責事由
- ・その他サービスの利用に際し必要な事項

3) 申込者本人の保険証（写）

4) 申込者本人の勤務時間帯が確認できる書類（授業時間割、勤務担当表など）

5) 配偶者の在職証明書または保険証（写）※2

※2 配偶者の入院により利用を希望する場合は、入院証明書等

6) 子の年齢が確認できる書類

●当該年度2回目以降申込をする場合

「ベビーシッター割引券申込書」（様式AまたはB）を利用予定日の**2週間前**までにセンターへ提出してください。

※上記2)～6)は、変更がない場合、再提出は不要。

※発券手続きに時間を要するため、締切厳守をお願いします。

③割引券 URL の送付

センターにて書類を確認のうえ、申込者のE-mailアドレス宛に割引券URLをお送りいたします。

④割引券の利用

別紙《電子割引券画面操作マニュアル》をご確認ください。

II. 多胎児用割引券の発行

【割引額・発行枚数】

◆1家庭1日（回）あたり1枚発行

（ただし、利用料金が1日（回）につき2,200円以上のサービスが対象）

◆1枚あたりの割引上限金額

義務教育就学前の多胎児が2人の場合・・・9,000円 発行枚数 1家庭につき1年間2枚まで

義務教育就学前の多胎児が3人以上の場合・・・18,000円 発行枚数 1家庭につき1年間2枚まで

※利用料金とは、純然たるサービス提供対価であり、会費、交通費、キャンセル料、保険料等の料金は含まれません。

※上記【対象児童】と【割引額・発行枚数】以外は通常のベビーシッター割引券と同様なので、I. ベビーシッター割引券の発行の【利用対象者】【補助の対象となるサービス】【割引券の使用条件】【割引券の有効期限】【割引券の申込・使用方法】および【留意事項】をご覧ください。

III. その他

【留意事項】

- ①割引券は、申込書に記載した利用日時にご利用ください。原則、異なる日時にご利用はできません。
やむを得ず変更が生じる場合は、事前にセンターまでご連絡ください。1ヵ月以上ご利用がない場合、未使用券を返却いただく可能性がございます。
- ②割引券は他人に貸与または譲渡することはできません。
- ③割引券を紛失した場合の再発行はできません。
- ④割引券は、所得税・個人住民税が非課税となります。
- ⑤記載された個人情報等は、本事業の実施以外の目的には使用いたしません。

【参考 URL】

公益社団法人全国保育サービス協会 <http://acsa.jp/htm/babysitter/>
割引券等取扱事業者一覧 http://acsa.jp/htm/babysitter/ticket_handling_list.htm
「ベビーシッター派遣事業実施要綱」 <http://acsa.jp/images/babysitter/2023/outline-r05-rev2023.pdf>
「ベビーシッター派遣事業約款」 <http://acsa.jp/images/babysitter/2023/provision-r05.pdf>

【申込書送付・問合せ・照会先】

帝京大学女性医師・研究者支援センター（月～金 9:00～17:00）
所在地：〒173-8605 東京都板橋区加賀 2-11-1 病院棟 6 階
TEL：(直通) 03-3964-8456 （内線）34670 FAX：(直通) 03-3964-8457
E-mail：women@med.teikyo-u.ac.jp
URL：http://www.teikyo-u.ac.jp/affiliate/laboratory/support_center/

